



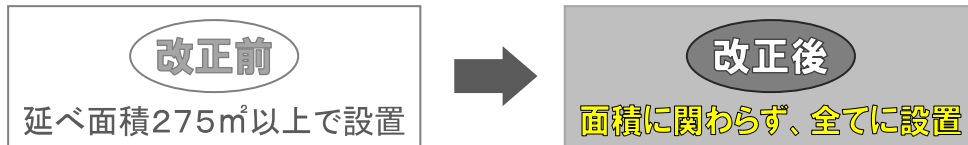
平成25年に発生した長崎県グループホームの  
火災を受けて、消防法令が改正されました。**平成27年  
4月1日施行**



### スプリンクラー設備の設置基準の見直し【平成27年4月1日施行】

(改正施行令第12条第1項関係)

- (1) 消防法施行令別表第1 (以下「令別表第1」) (6)項口に掲げる防火対象物またはその部分については、従前、延べ面積275㎡以上から設置義務がありましたが、この改正により延べ面積に関係なくスプリンクラー設備の設置が必要となりました。



※ただし、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令（消防法施行規則第12条の2関係）で定める構造を有するものについては、スプリンクラー設備の設置を要しません。

- (2) 既存施設の経過措置期限 **平成30年3月31日まで。** (改正施行令附則第3条第1項)

### 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

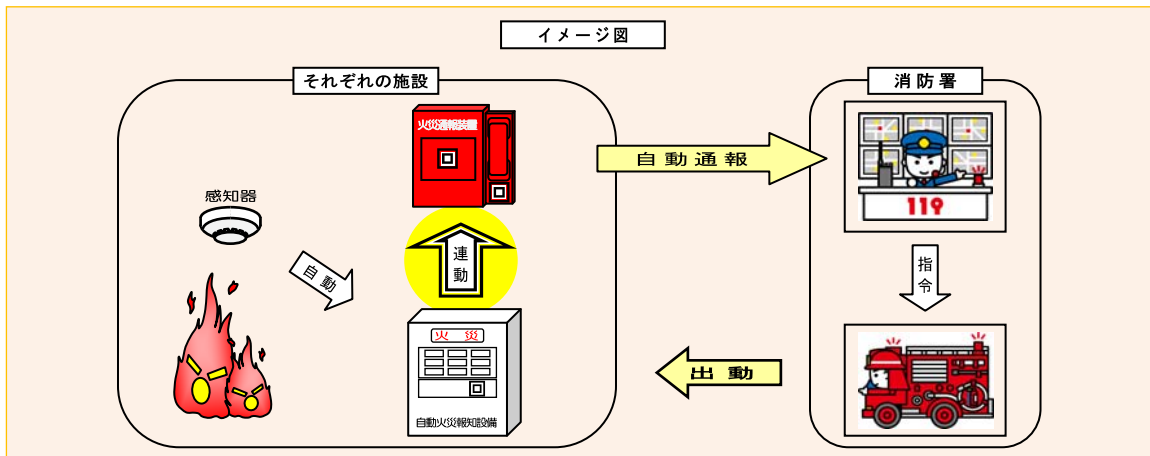
【平成27年4月1日施行】 (改正施行規則第25条関係)

- (1) 令別表第1 (6)項口又は(6)項口部分が存するものに設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器と連動して起動するものとされました。

消防法施行令 別表第1	(6)項口 (16)項イ (特定複合用途) (16の2)項 (地下街) (16の3)項 (準地下街)	((6)項口の用途に供される部分が存するものに限る。)

※ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りではありません。

- (2) 既存施設の経過措置期限 **平成30年3月31日まで。** (改正規則附則第2項)



# 火災通報装置と自動火災報知設備 の連動化がスタートします

～平成27年4月1日から～

(既存の防火対象物については、平成30年4月1日以降に適用されます)



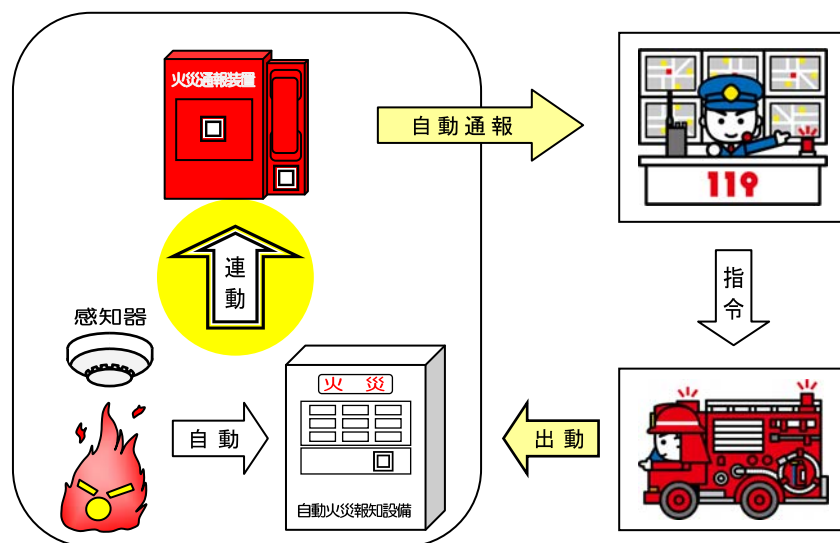
## 笠岡地区消防組合からのお知らせ

火災通報装置は、火災発生時にボタンを押すことによって、あらかじめ登録された住所や名称などを正確に119番通報するための装置です。

平成25年2月、長崎市のグループホーム火災において、この装置が設置されていたにもかかわらず、通報が遅れたという事例が発生しました。

この事例を教訓として消防法が改正され、自動的に119番通報が行えるよう、この装置を自動火災報知設備と連動させることが義務付けられました。

イメージ図



## ● 連動化された場合のシステム概要

- ① 自動火災報知設備が作動すると、火災通報装置に信号が送られ、自動的に119番通報される。
- ② 119番には、あらかじめ登録されたメッセージが通報される。

例)

ピンポン、ピンポン、自動火災報知設備が作動しました。

こちらは、笠岡第〇〇〇号、〇〇市(町)〇〇、〇〇〇〇番地  
〇〇〇〇(用途)、〇〇〇〇(建物名称)です。

電話番号は、〇〇-〇〇〇〇です。

逆信してください。

- ③ 通報を受けた消防機関から、呼び出しのコールが火災通報装置に入るので、応答できるときは受話器を取って火災の状況などを教えてください。

## ● 連動に伴う工事について

火災通報装置及び自動火災報知設備の接続については、消防設備士の資格を持った者が行うこととなっています。

メッセージの変更を伴いますので、事前に変更となる部分についてお近くの消防署・出張所へ必ずご相談ください。

## ● お問い合わせ先



○笠岡消防署	(0865) 63-7119
○笠岡消防署北出張所	(0865) 65-1119
○鴨方消防署	(0865) 44-5119
○鴨方消防署寄島出張所	(0865) 54-3119
○消防本部予防課	(0865) 63-7121